

## 公益社団法人沖縄県獣医師会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県獣医師会定款第29条の規程に基づき、公益社団法人沖縄県獣医師会（以下「本会」という。）の役員の報酬に關し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本会を主な勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤役員とは、役員のち常勤役員以外の役員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる  
但し、勤務会員（県職員）の役員は、その限りではない。

2 常勤役員及び会長の報酬は月額の支給、非常勤役員の報酬は年度末に定額  
を支給する。

### (報酬額の決定)

第4条 役員の報酬は、別表に規程する基準額の範囲内の額とし、各々の理事  
の報酬の額は各々の執務の実情に応じ総会の決議を得て決定する。また、監  
事の基準額は別表に規程する額とする。

### (報酬の支給日)

第5条 役員報酬の支給日は、常勤役員及び会長にあっては、毎月21日（そ  
の日が土曜日、日曜日、又は振替休日に当たるときは前日）とする。また非  
常勤役員にあっては、年度末の理事会等の会議出席時に支給する

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する金融機関  
口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

### (公表)

第7条 本会は、規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等関す  
る法律第20条第1項に定める報酬の支給基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規程は、公益社団法人沖縄県獣医師会の設立登記のあった日から施行する。(平成25年4月1日)

附 則

1. (令和5年6月20日一部改正、第54回定期総会において承認)

附 則

1. (令和7年6月20日一部改正、第56回定期総会において承認)

別 表

役 職 名 等	報 酬 の 基 準 額	
会 長 (非常勤)	5万円	1人当たりの月額
副 会 長 (非常勤)	5万円	1人当たりの年額
専務理事・理事 (常 勤)	22万円	1人当たりの月額 ただし事務局長兼任の場合役員報酬を支給しない
理 事 (非常勤)	3万円	1人当たりの年額
監 事 (非常勤)	3万円	1人当たりの年額